

特定非営利活動法人DDAC 会員規定

2020年10月12日 施行

2022年3月15日 改正

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人DDAC（以下「本法人」という。）の会員（以下「会員」という。）が、本法人の運営及び諸事業に対し有する権利、義務及び役割の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 会員は、本法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、一人ひとりが違いを乗り越え、お互いを認め合える社会の実現に寄与するものである。

(会員の種別)

第3条 会員は、定款第6条に定める通りとし、次の各号の者とする。

① 正会員

本法人の目的に賛同し入会した個人又は団体であり、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

② 賛助会員

本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項とは別に、次の各号に該当する者を会員に加える。

① 準会員

本法人の目的に賛同し活動に参加することを目的に入会した個人又は団体。

② メルマガ会員

本法人の事業に関わり、会の活動についての情報を得ようとする個人又は団体。

③ 家族会員

前項第1号の正会員及び第1号の準会員の内、個人の会員が希望した場合、当該会員の家族を2名まで家族会員とすることができる。

3 第1項第1号並びに前項第1号及び第3号の各会員については原則として18歳以上とする。

(会費納入の義務)

第4条 会員は、定款第8条の規定により、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費)

第5条 定款第8条第2項による会費は、次の通りとする。

① 正会員：年会費 5,000円

② 賛助会員：年会費 個人 1,000円／一口

団体 10,000円/一口

③ 準会員：年会費 5,000円

④ メルマガ会員：年会費 無料

⑤ 家族会員：年会費 無料

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入時期)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。

ただし、正会員及び準会員が年度中途に入会した場合は、前条第1号及び第3号に関わることなく、下表に定めた当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

【 正会員及び準会員の初年度年会費 】

入会月	年会費
4月	5,000円
5月	
6月	
7月	4,000円
8月	
9月	3,000円
10月	
11月	2,000円
12月	
1月	1,000円
2月	
3月	

(役割)

第7条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加

(特典)

第8条 会員は、その種別により下記のとおり特典を受けることができる。

- ① 正会員、賛助会員、準会員及び家族会員
 - (1) 本法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付
 - (2) 本法人が発信するメールマガジンの受信
- ② 正会員、準会員及び家族会員
法人が開催するセミナー等への優先的参加
- ③ メールマガ会員
本法人が発信するメールマガジン（簡易版）の受信

(規定の変更)

第9条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。